

お知らせ

都市計画案の縦覧(2件)

次の①②とも

**縦覧場所** 区役所9階2番窓口

**意見提出の方法** 意見書(書式自由)を郵送(必着)または直接、都市計画係へ。

住所、氏名とふりがな、電話番号、利害関係のある方はその理由

①「東京都市計画生産緑地地区の変更(案)」(地区番号26)

都市計画係/9階

☎(3228)8262 FAX(3228)5668

**縦覧・意見募集期間** 12月10日～24日

**意見を提出できる方** 区内在住・在勤・在学の方、案件に直接利害関係のある方 ☆区内在勤・在学の方は勤務先・通学先の名称と所在地も意見書に記載を

②「弥生町三丁目周辺地区地区計画(原案)」

防災まちづくり係/9階

☎(3228)8774 FAX(3228)8943

**縦覧期間** 12月14日～28日

**意見募集期間** 12月14日～1月4日

**意見を提出できる方** 区域内の土地所有者及び都市計画法施行令第10条の4に規定する利害関係のある方

みなさんのご意見をパブリック・コメント手続き(3件)

次の①～③とも

**資料公表・意見募集期間** 12月6日～1月4日(必着)

**公表場所** 区HP、区民活動センター、区役所4階区政資料センター、各係窓口(③は児童館、図書館、すこやか福祉センターも)

**意見を提出できる方** 区内在住・在勤・在学の方、区内に事務所や事業所のあ

る個人・法人またはその他の団体、案件に直接利害関係のある方

**意見提出の方法** 意見書(書式自由)を電子メール、ファクス、郵送または直接、各係へ。住所、氏名とふりがな、区内在勤・在学の方は勤務先・通学先の名称と所在地、利害関係のある方はその理由

①「中野区交通政策基本方針(案)」

交通政策係/8階

☎(3228)5819 FAX(3228)5675

✉kotuseisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

②「(仮称)中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例案に盛り込むべき主な事項」

平和・人権・男女共同参画係/4階

☎(3228)8229 FAX(3228)5476

✉danjosenta@city.tokyo-nakano.lg.jp

③「(仮称)中野区子どもの権利に関する条例案に盛り込むべき事項」

子ども政策調整係/5階

☎(3228)5605 FAX(3228)5679

✉kodomo-tyosei@city.tokyo-nakano.lg.jp

区の情報はこちらで確認

なかの区報や区HPの他、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)でも情報を発信しています。ぜひご利用を。

広報係/4階  
☎(3228)8804  
FAX(3228)5645

公式Twitter  
@tokyo\_nakano



公式YouTube  
チャンネル



公式Facebook  
@nakano.city.tokyo



公式LINE  
@nakanoku



国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の口座振替済額通知書を今月下旬に郵送します

今年1月以降に口座振替で納付した額を一覧で記載したものです。大切に保管してください。詳しくは、下記問合せ先へ。

問合せ先

国民健康保険料

=国保収納係/2階

☎(3228)5507・FAX(3228)5655

後期高齢者医療保険料

=後期高齢者医療係/2階

☎(3228)8944・FAX(3228)5661

介護保険料

=介護資格保険料係/2階

☎(3228)6537・FAX(3228)8972

政治家の寄付は禁止されています

区選挙管理委員会/9階

☎(3228)5541 FAX(3228)5687

区長や区議会議員などの公職にある人やこれらに立候補を予定している人が選挙区内の人や団体に寄付をすること、また有権者が寄付を求めることは、公職選挙法で禁じられています。

お互いに「贈らない・求めない・受け取らない」を心掛け、ルールを守りましょう。☆政治家が、選挙区内の人に対し、年賀状などのあいさつ状(自筆による答礼のためのものは除く)を出すことも禁じられています

保護指定した樹木などの維持管理費を助成します

緑化推進係/8階

☎(3228)5554 FAX(3228)5677

一定の基準を満たす樹木等を保護指定し、維持管理費用の一部を助成します。☆保護指定相談・助成金申請は、緑化推進係で随時受け付け。助成金交付は、保護指定の翌年度からです

**助成額(年額)** 樹木=1本当たり1万円、樹林=面積に応じて3万円～8万円、生け垣=長さ1m当たり1,000円

建築確認申請の前に「緑化計画書」の提出を

緑化推進係/8階

☎(3228)5554 FAX(3228)5677

次の規模の敷地で建築等を行う際は、「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基づき、建築確認申請の前に「緑化計画書」を提出する必要があります。提出の要件などについて詳しくは、緑化推進係へ問い合わせを。

提出が必要な敷地の規模

- ①敷地の分割を伴い、分割前の面積が300㎡以上
- ②当該建築物の敷地面積が200㎡以上
- ③収容台数20台以上の自動車駐車場を設置し、敷地面積が300㎡以上

雑居ビルなどの避難路や自動火災報知設備は定期的に点検を

建築安全・安心係/9階

☎(3228)8837 FAX(3228)5471

火災時の避難路となる廊下や階段、防火扉の前に物を置いていないか、自動火災報知設備や誘導灯・非常灯が正常に作動するかを定期的に点検しましょう。

住居表示の届け出をお忘れなく

住民記録係/1階

☎(3228)5624 FAX(3228)5653

建物を新築した場合や建て替えた場合は、住居表示の届け出を行ってください。届け出をしていないと、居住する方が住民異動届(転入届等)をする際に受け付けができません。

アパート等の名称を変更した場合も、住居表示台帳の記載を修正するため、届け出が必要です。

なお、同一住居表示の建物が複数ある場合、申請により、住居表示の末尾に「-1」などの補助番号を付けることができます。詳しくは、住民記録係へ問い合わせを。

☆「建物その他の工作物新築届」は郵送でも申請可

路面の凍結にご注意を

土木事業調整係/8階

☎(3228)5592 FAX(3228)5674

寒さが厳しくなると、路面の凍結や雪による転倒事故が多くなります。十分にご注意を。

雪が積もったら、家の前の雪かきなどを行い、道路を安心して歩けるようご協力をお願いします。

☆降雪後の水まきは、路面の凍結につながり危険です



空き家でお困りの方へ電話相談のご利用を

住宅政策係/9階

☎(3228)5581 FAX(3228)5669

空き家の管理や解体、相続などについて、まちづくり推進土地建物協議会の建築士や司法書士、税理士等に相談できます。近隣の空き家でお困りの方も、ぜひ相談を。

**相談専用電話** ☎0120(500)681

☆平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

年金相談をする方は事前予約のご利用を

中野年金事務所(中野2-4-25)

☎(3380)6111

年金の請求や見込み額、被保険者記録などについて相談できます。相談する方は次の予約先へ原則、事前予約をしてください。

**予約受付専用電話** ☎0570(054)890

☆ナビダイヤル。平日午前8時30分～午後5時15分

確定申告はスマートフォン(スマホ)、パソコンから

中野税務署(中野4-9-15)

☎(3387)8111

確定申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

令和3年分から、スマホのカメラで源泉徴収票を撮影すると金額や支払者情報などが自動入力されるなど、スマホ申告が更に簡単に。

マイナンバーカード読み取り対応のスマホがあれば、ICカードリーダー(電子情報読み取り機)がなくてもe-Tax(国税電子申告・納税システム)でパソコン申告できます。詳しくは、中野税務署へ問い合わせを。



▲確定申告書等作成コーナーはこちら